

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令案参照条文

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）（抄）

第二条 この法律において「特定特殊自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車（同条第五項に規定する運行の用に供するものを除く。）であつて、次に掲げるもの（けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具その他政令で定めるものを除く。）をいう。

一 道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車

二 建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第二条に規定する建設機械に該当する自動車（前号に掲げるものを除く。）
その他の構造が特殊な自動車であつて政令で定めるもの

2 （略）

3 この法律において「特定特殊自動車排出ガス」とは、特定特殊自動車の使用に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。

（特定原動機の型式指定）

第六条 主務大臣は、特定原動機の製作等を業とする者（以下「特定原動機製作等事業者」という。）の申請により、特定原動機をその型式について指定する。

2（略）

（特定特殊自動車の表示）

第十二条 （略）

2 （略）

3 特定特殊自動車製作等事業者は、特定特殊自動車排出ガスの排出状況その他の事情を勘案して政令で定める台数以下の同一の型

式に属する特定特殊自動車（以下「少数生産車」という。）の製作等をした場合であつて、主務省令で定める基準に適合するものとして主務省令で定めるところにより主務大臣の承認を受けたときは、当該少数生産車に主務省令で定める表示（以下「少数特例表示」という。）を付することができる。

4 (略)

(使用の制限)

第十七条 特定特殊自動車は、基準適合表示又は少数特例表示が付されたものでなければ、使用してはならない。ただし、主務省令で定めるところにより、その使用の開始前に、主務大臣の検査を受け、その特定特殊自動車が特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準に適合することの確認を受けたときは、この限りでない。

2 (略)

(登録特定原動機検査機関)

第十九条 (略)

2 前項の登録（以下この節において「登録」という。）は、特定原動機検査事務を行おうとする者の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第二十三条第四項又は第五項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。

4 (略)

5 登録は、登録特定原動機検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録の年月日及び番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が特定原動機検査事務を実施する事業場の名称及び所在地

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

6 主務大臣は、登録をしたときは、登録に係る特定原動機検査事務を行わないものとする。

(登録の更新)

第二十条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

(遵守事項等)

第二十一条 登録特定原動機検査機関は、特定原動機検査事務を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、特定原動機検査事務を実施しなければならない。

2 登録特定原動機検査機関は、公正に、かつ、主務省令で定める方法により特定原動機検査事務を実施しなければならない。

3 登録特定原動機検査機関は、特定原動機検査事務を実施する事業場の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。

4 登録特定原動機検査機関は、その特定原動機検査事務の開始前に、主務省令で定めるところにより、その特定原動機検査事務の実施に関する規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 登録特定原動機検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業場に備えて置かなければならない。

6 特定原動機製作等事業者その他の利害関係人は、登録特定原動機検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録特定原動機検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

7 登録特定原動機検査機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、特定原動機検査事務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

8 登録特定原動機検査機関は、主務大臣の許可を受けなければ、その特定原動機検査事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

9 主務大臣は、登録特定原動機検査機関が前項の許可を受けてその特定原動機検査事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十三条第五項の規定により登録特定原動機検査機関に対し特定原動機検査事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録特定原動機検査機関が天災その他の事由によりその特定原動機検査事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その特定原動機検査事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

10 主務大臣が前項の規定により特定原動機検査事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録特定原動機検査機関が第八項の許可を受けてその特定原動機検査事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は主務大臣が第二十三条第四項若しくは第五項の規定により登録を取り消した場合における特定原動機検査事務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。

(秘密保持義務等)

第二十二條 登録特定原動機検査機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その特定原動機検査事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 特定原動機検査事務に従事する登録特定原動機検査機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(登録特定原動機検査機関に対する適合命令等)

第二十三条 主務大臣は、登録特定原動機検査機関が第十九条第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録特定原動機検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、登録特定原動機検査機関が第二十一条第一項又は第二項の規定に違反しているとき、その登録特定原動機検査機関に対し、特定原動機検査事務を実施すべきこと又は特定原動機検査事務の方法の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、第二十一条第四項の規程が特定原動機検査事務の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 主務大臣は、登録特定原動機検査機関が第十九条第三項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、登録を取り消さなければならぬ。

5 主務大臣は、登録特定原動機検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて特定原動機検査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第二十一条第三項から第五項まで、第七項又は第八項の規定に違反したとき。
- 二 第二十一条第四項の規程によらないで特定原動機検査事務を実施したとき。
- 三 正当な理由がないのに第二十一条第六項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により登録を受けたとき。

(報告徴収及び立入検査)

第二十四条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録特定原動機検査機関に対し、その特定原動機検査事務に関する報告を求め、又はその職員に、登録特定原動機検査機関の事務所その他の事業場に立ち入り、登録特定原動機検査機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公示)

第二十五条 主務大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき。
- 二 第二十一条第三項の規定による届出があつたとき。
- 三 第二十一条第八項の規定による許可をしたとき。
- 四 第二十一条第九項の規定により主務大臣が特定原動機検査事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた特定原動機検査事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。
- 五 第二十三条第四項若しくは第五項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により特定原動機検査事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(準用)

第二十七条 第十九条第二項、第三項、第五項及び第六項並びに第二十条の規定は前条第一項の登録について、第二十一条から第二十五条までの規定は登録特定特殊自動車検査機関について準用する。この場合において、これらの規定中「特定原動機検査事務」とあるのは「特定特殊自動車検査事務」と、第十九条第五項中「登録特定原動機検査機関登録簿」とあるのは「登録特定特殊自動車検査機関登録簿」と、第二十一条第六項中「特定原動機製作等事業者」とあるのは「特定特殊自動車製作等事業者」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(手数料)

第三十条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（登録特定原動機検査機関が特定原動機検査事務を行う場合）にあっては登録特定原動機検査機関、登録特定特殊自動車検査機関が特定特殊自動車検査事務を行う場合）にあっては登録特定

殊自動車検査機関)に納めなければならない。

- 一 第六条第一項の指定を受けようとする者
- 二 第十二条第三項の承認を受けようとする者
- 三 第十七条第一項ただし書の検査を受けようとする者

2 (略)

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)(抄)

(自動車の種別)

第三条 この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)(抄)

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2(4) (略)

一般職の職員の給与に関する法律（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

第六条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

一 行政職俸給表（別表第一）

イ 行政職俸給表（一）

ロ 行政職俸給表（二）

二 十（略）

2・3（略）

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）

（総務課の所掌事務）

第三十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五（略）

六 自動車排出ガス及び自動車騒音の許容限度並びに自動車の燃料に関する許容限度の設定に関すること。

七 十（略）

（自動車環境対策課の所掌事務）

第三十三条 自動車環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自動車の交通その他の交通に起因して生ずる大気汚染、騒音及び振動の防止のための規制に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

二 前号に掲げるもののほか、自動車の交通その他の交通に起因して生ずる大気汚染、騒音及び振動の防止に関すること。